

多核種除去設備等処理水の取扱いに係る理解促進と 風評対策の徹底を求める意見書

現在、廃炉作業が進められている東京電力福島第一原子力発電所では、構内で貯蔵している放射性物質トリチウムを含んだ多核種除去設備等処理水（以下「ALPS処理水」という。）の量が、100万立方メートルを超え、増加し続けている状況にある。

ALPS処理水の取扱い方法については、現在、複数の方法が検討されているが、漁業者をはじめ、多くの県民にその安全性や新たな風評被害の発生に対する不安が広がっている。

東京電力福島第一原子力発電所事故の発災から10年を経過してもなお、本県において避難生活を余儀なくされている方は、依然として1,500人を超えている。この間、「被災地の復興なくして北海道・東北全体の再生・発展はない」との想いで、発災直後から北海道・東北が一丸となり東日本大震災からの復旧・復興に取り組んできた。

ALPS処理水の取扱いによって、復興の円滑な進捗に悪影響を及ぼすようなことは決してあってはならず、国の責務において、適切な対応を行うとともに国民の理解を促進するための継続的な取り組みが不可欠である。

よって、国においては、ALPS処理水の処分について、科学的根拠に基づき国民が将来にわたって納得できる方法を十分に検討し、その取扱い方法の妥当性・安全性を国内はもとより国外にも積極的に発信することにより広く周知し、さらなる理解促進に努めるとともに、新たな風評被害を発生させない実効性のある対策を徹底するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月17日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山東昭子	殿
内閣総理大臣	菅義偉	殿
農林水産大臣	野上浩太郎	殿
経済産業大臣	梶山弘志	殿
環境大臣	小泉進次郎	殿
復興大臣	平沢勝栄	殿

山形県議会議長 金澤 忠 一